

Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財（芸能・工芸技術の部）の指定及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体現者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

（１）保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を２人以上の者が一体となって体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

（２）保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2. 指定・認定までの手続き

毎年１回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態等を踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。

3. 重要無形文化財の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

(1) 保持者（各個認定）

①重要無形文化財の指定件数と「保持者（各個認定）」の認定数

区分		令和8年7月1日時点	今回の指定・認定	指定・認定後
芸能の部	指定件数	37	1	38
	保持者数	53	2	55
工芸技術の部	指定件数	33	—	33
	保持者数	53	2	55
合計	指定件数	70	1	71
	保持者数	106	4	110

②「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者（各個認定）には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」（1人年額200万円）を交付している。

(2) 保持者（総合認定）及び保持団体

①重要無形文化財の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区分		令和8年7月1日時点	今回の指定・認定	指定・認定後
芸能の部	指定件数	15	—	15
	保持者の団体数	15	—	15
工芸技術の部	指定件数	16	—	16
	保持団体数	16	—	16

②上記団体には、伝承者養成のための事業実施に必要な経費を補助している。